

# FC 町田ゼルビア後援会 会則

## 第1条(名称)

本会は、FC町田ゼルビア後援会と称する。

## 第2条(事務所)

本会の事務所を町田市原町田4丁目10番20号 ぽっぽ町田内におく。

## 第3条(目的)

本会は、市民クラブ「FC町田ゼルビア」の後援活動を通して、町田市におけるスポーツ振興、経済振興、地域振興、および健全なる次世代の育成をはかることを目的とする。

## 第4条(事業)

本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) FC 町田ゼルビアの活動に対する後援事業
- (2) 町田市におけるスポーツ振興事業
- (3) 町田市の経済振興、地域振興に繋がる事業
- (4) 次世代育成に繋がる事業
- (5) その他本会の目的を達成するために必要な事業

## 第5条(会員)

- 1 本会の会員は、会の目的に賛同する個人、個人事業者または法人もしくは団体とする。
- 2 会員の二重登録は認めないものとする。

## 第6条(年会費)

- 1 会員のランクにより年会費は、以下の通りとする。

会員名称	年会費
ダイヤモンド会員	100,000 円以上
プラチナ会員	50,000 円
ゴールド会員	30,000 円
シルバー会員	10,000 円
ブロンズ会員	3,000 円

- 2 入金された年会費は、いかなる場合においても返却しないものとする。
- 3 年会費納入後のランクの変更は認めないこととする。

## 第7条(会員の資格と有効期間)

- 1 会員は、所定の年会費を納入し入会することができる。
- 2 会員の資格を取得した者の有効期間は、当該年の2月1日から翌年の1月31日までの1年間とする。ただし、2月2日以降に入会する者は、入会日から翌年1月31日まで会員資格があるものとする。
- 3 会員は、有効期間内であっても、次のいずれかに該当したときは、会員の資格が失効するものとする。
  - (ア) 当該会員の入会申込書の記載内容に重大な虚偽があった場合
  - (イ) 本会が会員として適格でないと認めた場合

## 第8条(退会)

- 1 本会を有効期間内に退会しようとする場合は、本会所定の方法により届け出るものとする。
- 2 会員が退会した場合、または会員資格を失効した場合、すでに納入した年会費等については返却しないものとする。

## 第9条(会員特典)

会員は、次の特典を受けることができる。

- (1) 会員証の発行
- (2) 後援会会報等の情報提供
- (3) 後援会主催事業等への参加権
- (4) 各種イベント招待
- (5) その他、入会申込書等に掲載された当該シーズンの特典

## 第10条(会員証)

- 1 本会は、会員に対し本会の会員証を発行するものとする。

- 2 会員証は、毎年発行するものとする。ただし、本会が必要と認めるときは、既に発行した会員証に更新の表示をするものとする。
- 3 会員証は、会員本人のみ利用するものとする。
- 4 会員は、会員証を他人に譲渡、貸与してはならないものとする。
- 5 会員証を紛失した場合は、会員が本会所定の手数料を負担し、再発行するものとする。
- 6 会員が年度内に退会した場合、本会に会員証を事務局宛に返却するものとする。

#### 第 11 条(名誉会長および名誉会員)

- 1 名誉会長は、町田市長とする。
- 2 名誉会員は、町田に係る公人や国・東京都・町田市に設置された議会の議決に加わる資格を有する者、または町田に係る団体の代表者及びその役職・資格に準ずる者とし、選出された事由に変更のあった場合は速やかに役員会に報告することとする。
- 3 その他、役員会の推薦により名誉会員を選出することができる。

#### 第 12 条(役員)

本会に次の役員を置く。

会長 1 名 副会長 2 名 監査役 1 名

#### 第 13 条(会長・副会長)

- 1 会長は、町田商工会議所会頭とする。
- 2 副会長は、一般社団法人町田サッカー協会理事長および、社団法人町田青年会議所理事長とする。

#### 第 14 条(監査役)

- 1 監査役は、総会において選任する。
- 2 監査役の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

#### 第 15 条(役員の仕事)

- 1 会長は、本会を代表する。副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
- 2 監査役は、事業および会計を監査する。

#### 第 16 条(事務局長および事務局次長)

- 1 本会は事業を円滑に遂行するため、事務局長および事務局次長をおく。
- 2 事務局長および事務局次長は、役員会にて選任する。

#### 第 17 条(会議の種類)

本会の会議は、総会、役員会とする。

#### 第 18 条(総会)

- 1 総会は会員をもって構成し、議長は会長または会長の指名を受けた者が務める。
- 2 総会は年 1 回会長が招集し、次の事項を審議し、決定する。
  - (1) 会則に関する事項。
  - (2) 役員及びその他人事の選任に関する事項。
  - (3) 収支予算及び年間事業計画に関する事項。
  - (4) 事業報告及び決算に関する事項。
  - (5) その他会長が必要と認める事項。
  - (6) 会長は、必要に応じて会員を招集し、臨時総会を開催することができる。
  - (7) 議事については、出席会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

#### 第 19 条(役員会)

- 1 役員会は役員及び事務局長、事務局次長をもって構成し、議長は会長または会長の指名を受けた者が務める。
- 2 役員会は年 1 回以上会長が招集し、会長の選出・会則に関わる事項・年間事業計画・予算及び決算、その他総会において議決を要する事項を審議し、決定する。
- 3 役員会は事務局長および事務局次長の選出を行う。
- 4 議事については出席役員員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 臨時役員会は会長が必要の都度招集し、重要事項を審議する。

#### 第 20 条(本部および委員会の設置)

- 1 本会に本部および委員会を設置することができる。
- 2 本部および委員会運営メンバーは、本会の会員でなければならない。

- 3 本部は、本部長 1 名、副本部長若干名、運営メンバー若干名とし、役員会を経て承認される。
- 4 委員会は、委員長 1 名、副委員長若干名、運営メンバー若干名とし、本部が選出できる。

第 21 条(支部及び地区の設置)

- 1 本会は町田市内の商店会に支部組織を設けることができる。
- 2 本会は町田市内の学区単位で地区組織を設けることができる。
- 3 支部の役員は支部長 1 名、副支部長若干名とし、役員は各支部内で選出し、役員会で承認を得ることとする。
- 4 地区の役員は地区長 1 名、副支部長若干名とし、役員は各地区内で選出し、役員会で承認を得ることとする。

第 22 条(会 計)

本会の経費は、会費および寄付金その他の収入により賄う。会計年度は、毎年 2 月 1 日に始まり、翌年 1 月 31 日までとする。

第 23 条(細 則)

この会則に定めるもののほか必要な細則は、役員会の議決を経て会長が別に定める。

第 24 条(施 行)

本会則は 2013 年 12 月 18 日より施行する。

(付 則)

- 1 第 19 条の会計年度に関して、設立初年度については規定にかかわらず設立の日より翌年 1 月 31 日までとする。